

## 独立行政法人福祉医療機構 WAM NET 利用規約

WAM NET は、中央センター、地方センター及び利用機関から構成されるネットワークシステムであり、利用機関に対し、福祉保健医療に関する情報提供、利用機関の双方向の情報交換など、福祉保健医療に関する情報化の推進を支援することを目的としています。

### 第1章 総則

(目的)

第1条 本規約は、独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)が運営する WAM NET を本規約第4条に規定する利用機関(以下「利用機関」という。)が利用する場合の規則を定めるものです。

(本規約の範囲)

第2条 WAM NET 利用規約は、本規約に加え、以下の規定も本規約の一部を構成するものとします。

- (1) WAM NET の電子掲示板等に掲示する利用規定
- (2) WAM NET が提供する各種サービスの冒頭に掲載される「ご案内」または「ご利用上の注意」等の利用規定

(本規約の変更)

第3条 機構は、利用機関の了承を得ることなく本規約を随時変更することができるものとし、利用機関はこれを承諾します。

### 第2章 利用機関

(利用機関)

第4条 利用機関とは、WAM NET の中央センターへ利用申請書を提出し、その承認を受けた者をいいます。

(利用の承認等)

第5条 中央センターは、利用申請書を受付け、必要な審査・手続等を経た後に利用を承認します。

- 2 利用を承認された利用機関には、WAM NET 利用機関識別コード(以下「ID」という。)が付与されます。
- 3 利用機関が WAM NET を利用する場合は、中央センター長が特に認めた場合を除き、インターネット経由で利用するものとします。

(利用の不承認)

第6条 利用申請審査にあたっては、以下のいずれかの理由により、利用の承認をしないことがあります。

- (1) 福祉保健医療に関する情報の提供、取得または情報交換以外の目的に使用されるおそれがある場合
- (2) 利用申請の際の申告事項に、虚偽の記載がある場合
- (3) WAM NET の適正な運用または管理上支障が生じる場合
- (4) 利用機関が過去に規約違反等により利用承認の取消しを受けたことがある場合
- (5) 利用機関が次のアからツまでに掲げるもののいずれかに該当する場合

ア 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

イ 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

ウ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者

エ 暴力団準構成員 暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外の者をいう。(以下、「準構成員」という。)

オ 暴力団関係企業 暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に

積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。

カ 総会屋等 総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。

キ 社会運動等標ぼうゴロ 社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。

ク 特殊知能暴力集団等 アからキに掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。

ケ アからクまでのいずれかに該当する者及びその他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有する集団又は個人

コ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する集団又は個人

サ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する集団又は個人

シ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する集団又は個人

ス 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する集団又は個人

セ 暴力的な要求行為がある集団又は個人

ソ 法的な責任を超えた不当な要求行為がある集団又は個人

タ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為がある集団又は個人

チ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて機構の信用を毀損し、又は機構の業務を妨害する行為がある集団又は個人

ツ セからチに準ずる集団又は個人

(6) その他、利用機関とすることが不相当と判断した場合

(譲渡禁止)

第7条 利用機関は、WAM NET の利用機関として有する権利を第三者に譲渡もしくは使用させたり、売買、名義変更、質権の設定、その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

(変更の届出および利用の中止)

第8条 利用機関は、利用申請書の届出内容に変更があった場合または利用の中止をする場合には、速やかに中央センターに所定の方法で届出をするものとします。

2 利用機関の合併等が行われた後、WAMNET の利用を継続する機関は、中央センターに対し、速やかに承継があった事実を証明する書類を添えて届出をするものとします。

(設備等)

第9条 利用機関は、WAM NET を利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となるすべての機器等を、自己の責任と費用において準備するものとします。

### 第3章 利用機関の義務

(ID の利用に関する自己責任の原則)

第10条 利用機関は、自己の ID およびこれに対応するパスワードの使用および管理について一切の責任を持つものとします。

2 ID の使用により第三者に対して損害を与えた場合、当該行為を自己がしたか否かを問わず、自己の責任と費用をもって解決し、機構に損害を与えることのないものとします。

3 利用機関が他団体の運営するデータベースサービスやネットワーク等へ接続して、両者間で紛争等が発生した場合、当該当事者間で解決するものとし、機構は一切の責任を負わないものとします。

- 4 機構は、WAM NET の利用により発生した利用機関の損害全てに対し、いかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償をする義務はないものとします。
- 5 利用機関が本利用規約に違反して機構に損害を与えた場合は、機構は当該利用機関に対して被った損害の賠償を請求できるものとします。
- 6 利用機関が雇用している従業員等が、本利用規約に違反した場合、利用機関と当該従業員の方には、連帯して責任を負っていただきます。

(セキュリティに関する自己責任の原則)

第 11 条 利用機関は、コンピュータウイルス対策及び不正侵入対策等に十分な注意を払わなければならないものとします。

- 2 利用機関の機器がコンピュータウイルスに感染し又は不正侵入等され、利用機関と第三者の間で紛争等が発生した場合及び機構に損害を与えた場合の取り扱いは前条第 2 項から同第 6 項の規定を準用するものとします。

(禁止事項)

第 12 条 利用機関は、WAM NET 上で以下の行為をすることができません。

- (1) 福祉保健医療に関する情報の提供、取得または情報交換以外の目的に使用する行為
- (2) 営利を目的とする行為
- (3) 公序良俗に反する行為
- (4) 犯罪的行為に結びつく行為
- (5) 他の利用機関または第三者の著作権を侵害する行為
- (6) 他の利用機関または第三者の財産、プライバシー等を侵害する行為
- (7) 他の利用機関または第三者を誹謗中傷する行為
- (8) WAM NET の運営を妨げ、あるいは WAM NET の信頼をき損するような行為
- (9) 入力されている情報を許可なく変更を行う行為
- (10) ID または、パスワードを不正に使用する行為
- (11) 事実に反するまたはそのおそれのある情報を提供する行為
- (12) 不特定多数の利用機関に対しての電子メールを送りそれを読むことあるいはアンケートに答えること等を強要する行為や、必要以上のメールを送るなどの迷惑行為
- (13) 他ネットに接続した際、接続先の規約に反する行為
- (14) その他、法律等に反する行為

#### 第 4 章 運営

(ID の一時停止)

第 13 条 中央センターは、運用管理上緊急性が高いと認めた場合は、当該利用機関の ID を一時使用停止とすることがあります。

- 2 中央センターが前項の措置を取ったことで、当該利用機関に損害が発生しても、機構は、いかなる責任も負いません。

(情報等の削除)

第 14 条 中央センターは、運営および管理上の必要から、利用機関に事前に通知することなく、利用機関が WAM NET に登録した情報および文章等を削除する場合があります。

- 2 中央センターが前項の措置を取ったことで、当該利用機関に損害が発生しても、機構は、いかなる責任も負いません。

(WAM NET の一時的な停止)

第 15 条 中央センターは、以下のいずれかの場合には、利用機関に事前に通知することなく、一時的に WAM NET を停止することがあります。

- (1) WAM NET のシステムの保守を緊急に行う場合
- (2) 火災、停電等により WAM NET の提供ができなくなった場合

- (3) その他、運用上あるいは技術上、WAM NET の一時的な停止を必要と判断した場合
- 2 機構は、前項各号の事由により WAM NET の提供の遅延または停止等が発生したとしても、これに起因する利用機関または他の第三者が被った損害について、一切の責任を負わないものとします。  
(利用承認の取り消し等)

第 16 条 利用機関が、以下のいずれかに該当する場合は、中央センターは当該利用機関に事前に通知することなく、承認の取り消し、または ID の使用を停止することができるものとします。

- (1) 第 6 条に掲げる場合に該当することが判明した場合
- (2) 第 7 条の規定に違反した場合
- (3) 第 12 条に掲げる行為を行った場合
- (4) 利用機関の業務の全部もしくは重要な一部を他に譲渡し、または中止した場合
- (5) 連続して 3 ヶ月以上、ID が利用されなかった場合
- (6) その他中央センターが、利用機関として不相当と判断した場合

#### 附 則

- 1 この規約は平成 24 年 10 月 1 日から適用します。
- 2 この規約の適用前に利用の承認を受けた利用機関は、この規約により承認を受けたものとみなします。

#### 附 則(平成 27 年 3 月 31 日)

この規約の一部改正は、平成 27 年 4 月 1 日から適用します。